

建設業における社会保険等加入対策に係る事務処理要領

建設工事における技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるとともに、法定福利費を適正に負担する業者による公平で健全な競争環境の構築を目的とし、社会保険等加入対策を推進する。

第1 対策の内容

- (1) 県が入札手続を行う建設工事において、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）とすることを原則禁止する。
- (2) 受注者は、下請負人の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認の上、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳等」という。）を作成し、その写しを発注者に提出する。
- (3) 受注者は、社会保険等未加入建設業者である下請負人を把握したときは、適切に加入指導を行う。
- (4) 県は、受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合は、受注者に対して次の措置を行う。
 - ア 社会保険等未加入建設業者が一次の下請負人である場合
 - ① 契約解除及び違約金の請求
 - ② 資格制限
 - ③ 工事成績評定の減点
 - イ 社会保険等未加入建設業者が二次以下の下請負人である場合
 - ① 違約金の請求
 - ② 指名停止
 - ③ 工事成績評定の減点

第2 社会保険等未加入建設業者の定義

次のいずれかの届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

【(例)届出の義務がない者】

[健康保険の適用除外]

- ・ 一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主
- ・ 健康保険適用除外の承認を受けた常用労働者が5人以上の個人事業主及び法人事業所

(上記の場合、国民健康保険組合(建設国保等)に加入している場合、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません。)

[厚生年金保険の適用除外]

- ・一人親方や常用労働者が5人未満である個人事業主

[雇用保険の適用除外]

- ・一人親方や個人事業主、役員みの法人

第3 下請負人における社会保険等加入状況の確認

受注者は、下請負人の適切な保険加入範囲や保険加入の適用除外などについて、「適切な保険」の確認シート(国土交通省作成)等を参考に社会保険等加入状況を確認の上、施工体制台帳等を作成し、その写しを発注者に提出する。

なお、適用除外の者がある場合は適用除外誓約書(様式A)の提出が必要となる。

発注者は、「工事現場における施工体制確認要領」に基づき、施工体制台帳等における「健康保険等の加入状況」欄で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。

第4 発注者が行う事務手続(別紙 社会保険等加入対策に係る手続フロー図参照)

(1) 発注者は、次の書類を受注者から受領。

<入札参加資格確認資料の提出期間中(公募型一般競争入札(事後審査型)、制限付き一般競争入札(事後審査型)の場合)又は落札決定後直ちに(それ以外の入札方式の場合)>
社会保険等未加入建設業者を下請負人としなないことを記した「社会保険等加入対策に関する誓約書」(契約金額が200万円を超える場合のみ)

<県との契約締結後10日以内>

社会保険等に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」

(2) 発注者は、施工体制台帳等、下請契約書、請負代金内訳書により、下請負人の社会保険等加入状況を確認。**フロー①**

(3) 社会保険等未加入建設業者があった場合、発注者は、工事打合簿(記入例1-1、記入例1-2)により、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した特別事情申請書(様式B)を、指示日の翌日を起算日として7日以内に提出するよう、受注者に指示。

なお、指定した期日までに特別事情申請書が提出されない場合は、建設工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知。

フロー②

(4-1) 特別事情申請書が期限内に提出された場合**フロー③-1**

発注者は、特別の事情を有するか否かについて、必要に応じて受注者へのヒアリングを実施した上で審議。

ア 特別の事情を有すると認めた場合**フロー④-1**

<一次下請負人の場合>

発注者は、受注者に対し、特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該社会保険等未加入建設業者の社会保険等の加入を確認できる書類(確認書類)を原則30日以内の期日を指定して提出するよう通知。ま

た、指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知。(様式C-1) **フロー⑤-1**

→<確認書類が期限内に提出された場合>

発注者は、保険加入について確認。**フロー⑥-1**

<確認書類が期限内に提出されなかった場合>

発注者は、受注者に対し、契約解除する旨を通知。(様式D-3)

フロー⑥-2、**フロー⑦**

<二次以下の下請負人の場合>

発注者は、受注者に対し、特別の事情を有すると認めた旨を通知する。

(様式C-2)

イ 特別の事情を有すると認められない場合**フロー④-2**

<一次下請負人の場合>

発注者は、受注者に対し、契約を解除する旨を通知。(様式D-2)

フロー⑤-2

<二次以下の下請負人の場合>

発注者は、受注者に対し、特別の事情を有すると認められない旨を通知するとともに、当該社会保険等未加入建設業者の社会保険等の加入を確認できる書類(確認書類)を原則30日以内の期日(受注者が、当該社会保険等未加入建設業者に対して適切な指導を行っているとは認められる場合は、二次の下請負人は60日、三次以下の下請負人は90日まで期日を延長可能。ただし、提出期限は工期の7日前迄とする。)を指定して提出するよう通知。また、指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、建設工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知。(様式C-3) **フロー⑤-1**

→<確認書類が期限内に提出された場合>

発注者は、保険加入について確認。**フロー⑥-1**

<確認書類が期限内に提出されなかった場合>

発注者は、受注者に対し、違約罰を請求する旨を通知。(様式D-5)

フロー⑥-2、**フロー⑦**

(4-2) 特別事情申請書が期限内に提出されなかった場合**フロー③-2**

<一次下請負人の場合>

発注者は、受注者に対し、契約を解除する旨を通知。(様式D-1)

フロー⑤-2

<二次以下の下請負人の場合>

発注者は、受注者に対し、違約罰を請求する旨を通知。(様式D-4)

フロー⑤-2

(5) 受注者に対する措置の状況を県土整備部県土企画局契約管理課に報告。

フロー⑨

第5 受注者が行う事務手続（別紙 社会保険等加入対策に係る手続フロー図参照）

(1) 次の書類を発注者に提出。

＜入札参加資格確認資料の提出期間中（公募型一般競争入札（事後審査型）、制限付き一般競争入札（事後審査型）の場合）又は落札決定後直ちに（それ以外の入札方式の場合）＞
社会保険等未加入建設業者を下請負人としなことを記した「社会保険等加入対策に関する誓約書」（契約金額が200万円を超える場合のみ）

＜県との契約締結後10日以内＞

社会保険等に係る法定福利費を明示した「請負代金内訳書」

(2) 下請負人が決定した時は、下請負人の社会保険等加入状況を確認した上で、次の書類を発注者に提出。

① 「施工体制台帳」の写し（及び「再下請負通知書」の写し）

② 施工体制台帳等に記載された全ての下請契約に係る「下請契約書」の写し

③ 当該下請契約に係る「請負代金内訳書（社会保険等に係る法定福利費を明示したもの）」の写し

なお、適用除外の者がある場合は、次の書類も併せて提出が必要。

④ 「適用除外誓約書（様式A）」

(3) 社会保険等未加入建設業者があった場合は次の手続を実施。

ア 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した特別事情申請書（様式B）を発注者に提出。

イ 申請内容に関するヒアリングへの対応。

ウ 特別の事情を有すると認められた場合、受注者は、発注者に対し、保険加入を確認できる書類（確認書類）を提出。

エ 契約を解除する又は違約罰を請求する旨の通知を受けた場合、契約の解除・契約解除に伴う違約金等の支払又は違約罰の支払。

第6 建設業許可部局への報告等

(1) 発注者は、社会保険等未加入建設業者（兵庫県知事許可業者のみ）について、毎月15日に取りまとめ、当月20日までに所管の建設業許可部局（土木事務所建設業課等）に報告。（様式E） **フロー⑧**

(2) 建設業許可部局（土木事務所建設業課等）は、(1)の報告を受けたときは、該当工事に係る社会保険等未加入建設業者を翌月10日までに県土整備部県土企画局総務課建設業室へ報告。 **フロー⑩**

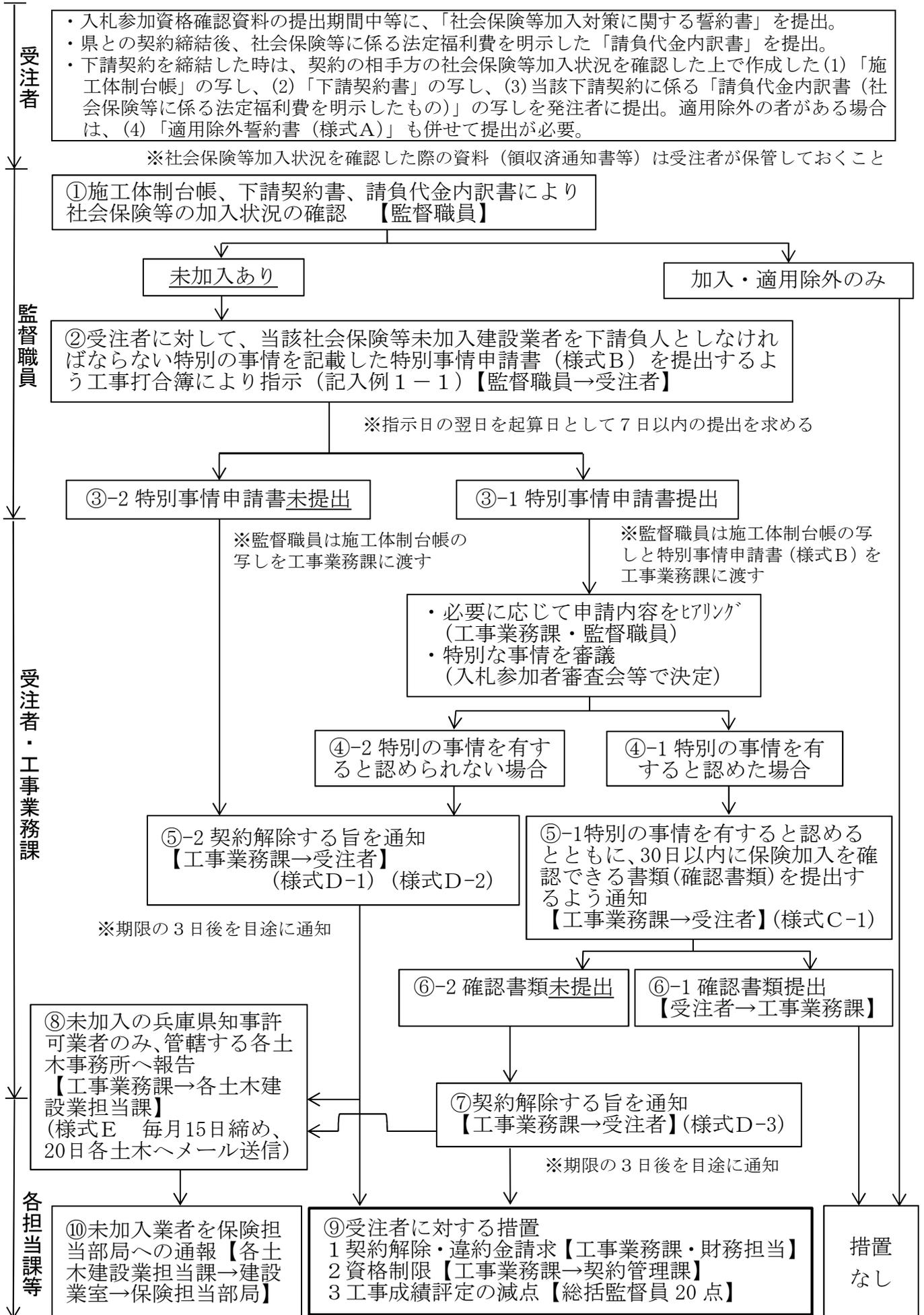
(3) 県土整備部県土企画局総務課建設業室は、(2)の報告を受けたときは、社会保険等担当部局へ通報。 **フロー⑩**

附 則

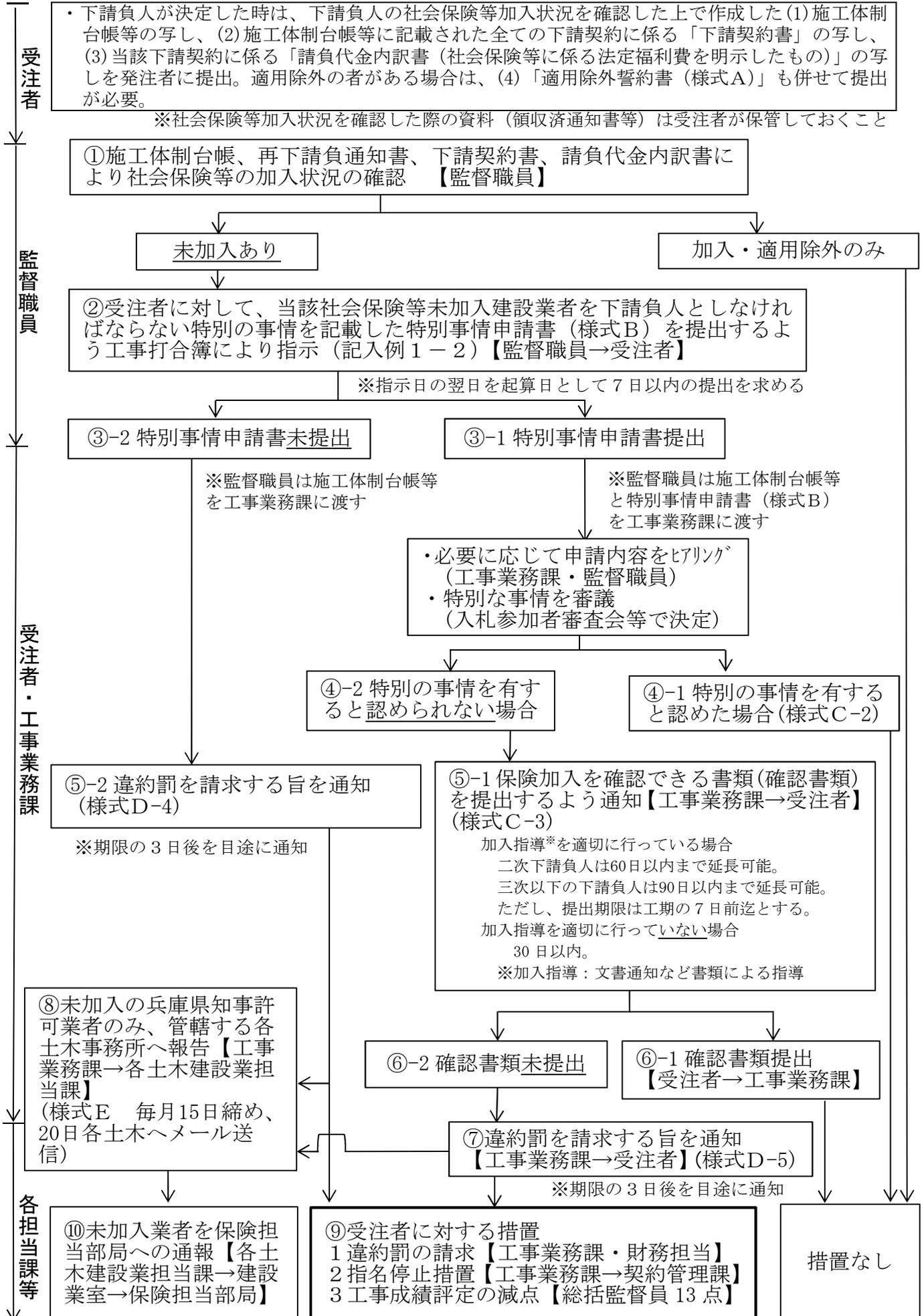
（適用日）

この要領は、平成30年7月1日以降に入札公告又は入札通知を行う建設工事から適用する。ただし、第1(4)の措置に係る諸手続については、平成31年1月1日以降に入札公告又は入札通知を行う建設工事から適用する。

社会保険等加入対策に係る手続フロー図（一次下請）



社会保険等加入対策に係る手続フロー図（二次下請以下）



受注者

監督職員

受注者・工事業務課

各担当課等